

諏訪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

諏訪市長

金子ゆかり

諏訪市規則第 15 号

諏訪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

諏訪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則（平成 27 年諏訪市規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

諏訪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

第 1 条中「諏訪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例」を「諏訪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号に次のように加える。

シ 外国人要保護者等に係る住登外者宛名情報

第 3 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(7) 当該支給対象者等に係る住登外者宛名情報

第 3 条に次の 1 項を加える。

11 条例別表第 2 の 11 の項の規則で定める事務は、市内小中学校における区域外就学に関する事務とし、同項で定める情報は、当該区域外就学の申請を行う者に係る住登外者宛名情報とする。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（条例別表第 3 の規則で定める事務及び情報）

第 4 条 条例別表第 3 の 1 の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務とし、同項で定める情報は、市長が管理する住登外者に係る住登外者宛名情報とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。